

第399号

2022年
6月25日

月1回25日発行



発行所 原発問題住民運動全国連絡センター
発行人 持田繁義/1部300円 年間3,000円
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13
MMビルII402
TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578
郵便振替 00150-7-355202
ホームページ <http://genpatu.com/index.html>
メール=genpatu-c@bizimo.jp

最高裁

「国の責任」を認めず 「津波対策命じても防げず」

福島第1原発事故で避難した住民らが、国に損害賠償を求めた4件の集団訴訟(福島、群馬、千葉、愛媛)の上告審判決で、最高裁第2小法廷(菅野博之裁判長)は6月17日、「津波対策が講じられていても事故が発生した可能性が相当ある」とし、国の責任の法的責任はないとする統一判断を示した。約30近い同種訴訟への影響は必至である。

裁判官4人中3人の多数意見で、三浦守裁判官(検察官出身)は「原子力安全・保安院(当時)と東電が法令に従って真摯な検討を行っていたら、事故を回避できた可能性が高い」として国の責任を認め、反対意見を出した。訴訟は、①津波を予測できなかったか、②対策が講じられれば事故を防げ

たか、が争点となった。判決は、国の地震予測「長期評価」(2002年)に基づき、津波が最大15メートルを超えると予測した東電の試算には合理性があると判断。国が対策を義務づける

たか、が争点となった。判決は、国の地震予測「長期評価」(2002年)に基づき、津波が最大15メートルを超えると予測した東電の試算には合理性があると判断。国が対策を義務づける

ていれば、防潮堤が設置された可能性は高かったとした。しかし、実際に発生した地震(M9.1)は想定された地震8.2前後より規模が大きく試算に基づき防潮堤を設計していたとしても敷地に大量の海水が浸入は防げなかったと指摘。国が東電に対策を義務づけなかったことと、原発事故発生に因果関係はないと結論づけた。

者救済の原子力損害賠償法は、原子力事業者は、①無過失責任、②集中責任(メーカー等の責任も負う)、③青天井の賠償責任を科している。この法制が機能していれば、被災者が損害賠償を国や東電に求めて裁判を起こすまでもなく、その責任は明確である。ところが、福島第1原発事故がいざ起きると、現実はそのようになっていない。

最高裁正門前に集まった人たち、原告からは「悔しい!」「許せない!」「無責任!」「うそ!」「ふざけるな!」...と、悲鳴が上がった。福島訴訟団の馬奈木徹太郎弁護士は「まったく受け入れられない」と語る。原告の一人は「国が押し進めてきた原発政策の方向性を転換する切っ掛けになってほしかった」と残念がる。日本の原発開発は、原子力産業の健全な発展と原発災害の被害者救済のセットで始まった。被害

「人災」を「天災」にすり替える無責任

最高裁には、これらの事情の俯瞰的総合的な法的整理と責任の解明が使命のほうである。また裁判は訴因にもとづく議論が基本ではあるが、そこに「人災」を「天災」にすり替える論理をもち込むことは論外である。

最高裁には、これらの事情の俯瞰的総合的な法的整理と責任の解明が使命のほうである。また裁判は訴因にもとづく議論が基本ではあるが、そこに「人災」を「天災」にすり替える論理をもち込むことは論外である。

警鐘

●今回の原発事故に「国の責任はない」とする最高裁判決には驚きを禁じ得ない。一言で言えば「天災」には勝てないという

論理である、これでは住民救済が見えず、今後の運動の重要性を改めて教える●最高裁の判決は原発災害の現実を見ないもので、別の集団訴訟へ影響が心配される。一方、判決が、国の地震予測「長期評価」に基づき判断したことは、別訴訟の争点の多くに決着がついた部分があることも事実である。東電旧経営陣の刑事裁判でいえば、東京地裁の無罪判決の論理を覆すものとなっていることである。東京高裁が一审判決を維持するのは難しいといえる●それにしても、最高裁判決は、「アツと驚く為五郎」であった。判決を楽観視しない人が多かったが、「国の責任」がどういふ論理で免罪されるか、関心が集まっていた。まさか、すべて「天災」とされるとは誰も思いつかない論理であった。最高裁は「最高の知恵者」の集まりか●が、これはウソは大きくつけの類いのもの。一時通用しても永続はしない。

- 東電 福島避難者訴訟原告にやつと一心から謝罪 (二面)
- 札幌地裁 泊原発運転差し止め命じる (三面)
- 核兵器禁止条約締約国会議 「世界の核弾頭数増加へ」 (五面)